

一般社団法人日本獣医麻酔外科学会
会費に関する規則

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本獣医麻酔外科学会（以下、「当法人」という。）の定款第8条2項に定める正会員、準会員又は賛助会員が支払う会費（以下、「会費」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 年額12,000円
- (2) 準会員 年額12,000円
- (3) 賛助会員 年間1口36,000円

- 2 事業年度の途中で入会した正会員及び準会員の事業年度の会費は、理事会の決議により、その会員毎に月割とすること又はこれを減免することができる。
- 3 未納の会費は、理事会の決議によりこれを分割して支払うことができる。
- 4 名誉会員となった正会員及び準会員については、会費の支払いを免除する。

(会費等の納入)

第3条 当法人に入会した正会員、準会員及び賛助会員（以下「正会員等」という）は、その事業年度の会費を当法人所定の方法に従って納入しなければならない。

- 2 正会員等は、毎事業年度の会費として、当法人所定の期日までに当法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 前2項により納入された会費について、当法人は会費台帳に記録し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 正会員等が事業年度の途中において退会するときは、その会員として所属した事業年度における未納会費を納入しなければならない。

- 2 当法人は、正会員等が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更を必要とする場合は、総会の決議を経て、定めるものとする。

(補則)

第6条 当法人は、この規則に定める会費等に関する会計事務を第三者に委託することができる。

2 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、当法人の設立の登記の日（平成27年4月1日）から施行する。

この規則は、平成31年6月16日に改訂した。